

弊社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から3ヶ月以内に限り、求人会社から受領した紹介手数料の2分の1を返却するものとする。この場合、求人会社の依頼があれば、弊社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。